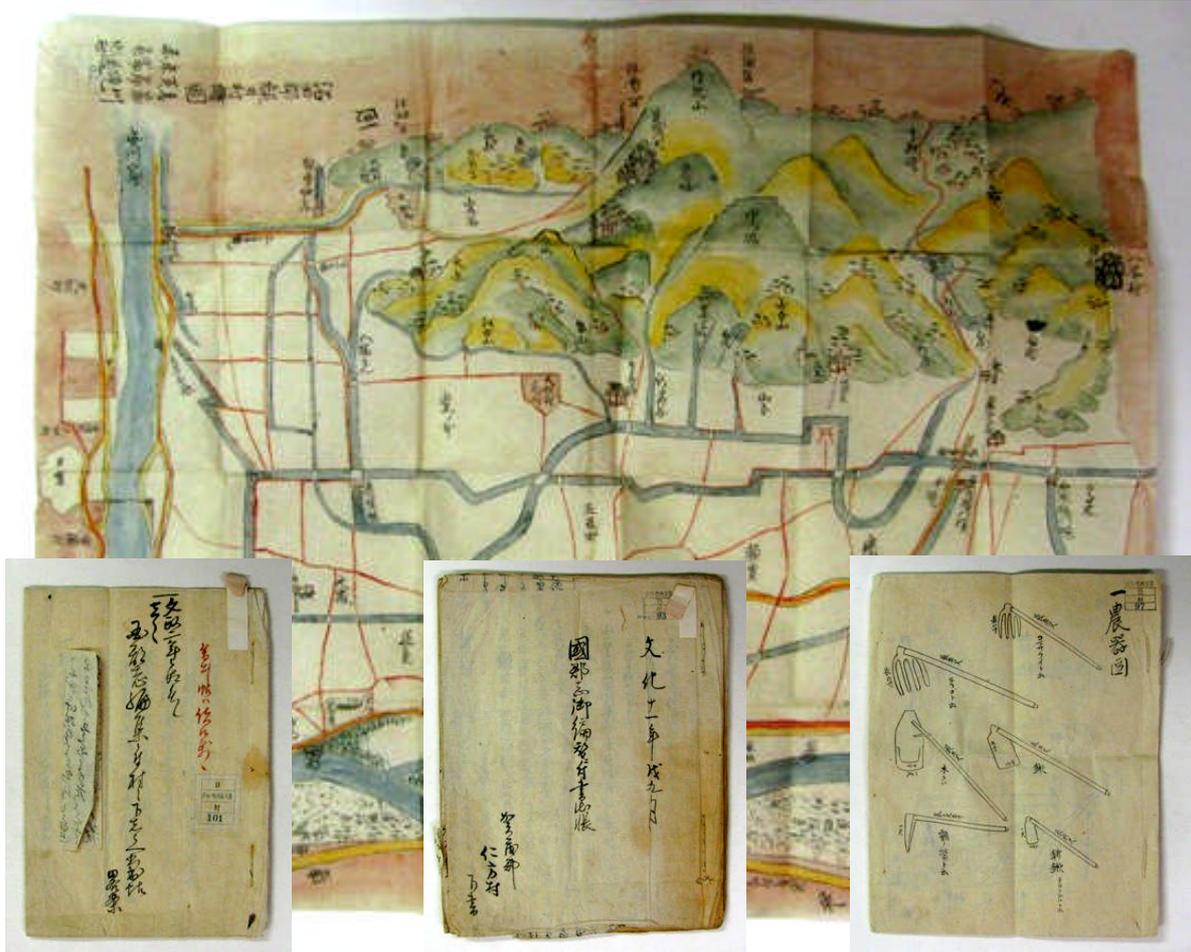


# 近世芸備地方の地誌



国郡志一件書類 ①国郡志下調べ帳略案〈左〉・②国郡志下調べ帳下書（賀茂郡仁方村）〈中〉・③農器図〈右〉  
④沼田郡緑井村絵図〈2～3頁参照〉  
(竹内家文書 8801-1907)

広島県域は、江戸時代にはその大半が広島・福山両藩領で占められており、それぞれに領域全体を対象とした地誌編さん事業が、藩によって行われました。

広島藩では、初期の編さん事業により「芸備国郡志」が作られ、十九世紀にはその改修事業により「芸備通志」全一五九巻が編さんされました。また、その過程で領内の町村から提出された「国郡志下調べ帳」は、各町村の詳細な地誌として資料的価値が高く、それを基に「知新集」や「三原志稿」・「尾道志稿」・「竹原志料」なども作られました。

福山藩では、阿部氏時代に「備陽六郡志」全四六巻や「西備名区」全九〇巻などの優れた地誌が作られ、それらを参照しつつ、藩の事業として「福山志料」全三五巻が編さんされました。

このほか、安芸の厳島と備後の鞆は、特に名所として早くから地誌が作られました。また、島嶼部でもさまざまな地誌類が作られており、これらは『広島県史』をはじめ、各自治体史等で広く紹介されています。

この展示では、近世の芸備地方で作られたさまざまな地誌について、広島県立文書館が収蔵する資料の中から写本や刊本を取り上げて紹介します。

(担当 西向宏介)

## 広島藩の地誌編さん事業

「芸備国郡志」(げいびこくぐんし)(野坂家文書八八〇―一六八)



最の世子綱晟(つなあきら)の教育にもあたった。本書は上下二巻から成り、上巻は安芸国八郡、下巻は備後国のうち御調・世羅・三谿(みたに)・奴可(ぬか)・三上・甲奴(こうぬ)の六郡について記している。内容は、国の沿革に始まり、郡名・形勝・風俗・城池・苑圃(えんゆ)・山川・土産・寺門・祠廟(しびよう)・古墳・陵墓・人品(じんびん)・拾史の各項について記す。ただし、備後国については、城池・苑圃・山川の三項に替わり、土地の項がある。十七世紀中期の藩領域の状況を知ろうとて貴

広島藩政初期の編さん事業により作成された、芸備地方を代表する地誌の一つ。

編者の黒川道祐(くろかわどうゆう)は、京都の儒医で、広島藩の二代藩主光晟(みつあきら)に招かれ広島藩の儒医となつた。また、光

重な資料であり、特に土産の項は詳しく、芸備両国の国産品の詳細を知ることができる。

写真は、山県郡の林源右衛門による文政十年(一八二七)の写本であり、朱で添削が入っている。「芸備国郡志」の写本は、上下巻一綴の形でほかにも多く残っている。

### 「国郡志下調べ帳」(こくぐんししたしらべちよう)

(竹内家文書八八〇―一三九〇・一九〇八・六六三〇)

広島藩が「芸藩通志」を編さんするため、領内村々から基礎資料として提出させたもの。

文化元年(一八〇四)、藩主斉賢(なりかた)は「芸



右が賀茂郡吉川村の下調べ帳(390)。中央が同柏原村(1908)、左が同三升原(6630)の下調べ帳。

備国郡志」の改修事業を頼杏坪(らいきようへい)に命じたが、杏坪は当時江戸詰の侍講であったこともあり、事業に着手できなかった。しかし同八年に郡役所詰となつてからは編さん事業が緒につき、一定の様式を示して領内全村からいわゆる「国郡志下調べ帳」を提出させた。文政元年(一八一八)には編修局が置かれ、下調べ帳の提出が促進された。

「国郡志下調べ帳」の控は、現在も各地に多数残っており、多くの自治体史誌に翻刻掲載されているが、その内容は、完成した「芸藩通志」の記述よりも、はるかに詳細である。

### 文政二年(一八一九)「急廻章」(いそぎかいしよう)

(竹内家文書八八〇―一九〇七)

村々で「国郡志下調べ帳」の作成を促すため、廻送された書状。賀茂郡高屋組の割庄屋竹内六郎兵衛が組内の村々へ廻送したものだ。

下調べ帳の作成は、文化年間から領内村々に提出が指示されていたが、文政元年(一八一八)に広島藩は編修局を設置し、領内全村から提出させるべく、改めて作成を指示した。

賀茂郡では、下調べ帳の作成にあたって、作成要領ともいうべき「国郡志村々書出帖略案」(表紙①)と「仁方村書出帖」(表紙②)が回覧された。この二冊の帳面は、藩から郡内の割庄屋たちへ廻送され、各人で写しを作成したうえで、組内村々へ送られた。



「急廻章」の前半(上)と末尾(下)の部分。  
末尾の村名部分には、捺印とともに日時を書込みがある。

仁方村の書出帳は、この時より以前(文化十一年(一八一四)に提出されていたもので、未提出の村々にサンプルとして回覧されたものである。

この書状によると、仁方村の書出帳は、このたびの作成要領(略案)に准じて作成されていないため不備な点もあるが、改めて作成し直してから回覧すると却って時間がかかるため、そのまま回覧することにしたとある。村々では、この二冊を写し取ったうえで下調べ帳を作成するが、その方法については、四日市で会合がもたれていたことも記されている。

また、各村がこの二冊を写し取って回覧している

と、最後に回覧された村は作業の開始が遅れることになるため、回覧時に、まず一冊だけを写し取り、

残りの一冊は隣村同士で借り合せて写し取るよう申し合わせている。各村で帳面を留め置く期間は一昼夜ほどとし、次の村へ廻送する際は、この書状に日時を書き入れた上で、昼夜を問わず廻送するよう指示がなされている。

国郡志の改修事業は、文化元年(一八〇四)に頼杏坪が命を受けてから一五年が経過しており、藩の編修局設置も、この事業を早期に完成させようとする意図があったと思われる。事業の基礎となる下調べ帳の作成を早急かつ徹底して行おうとする様子が、この書状からうかがえる。

「文政元貢より国郡志二件二就始終書類」

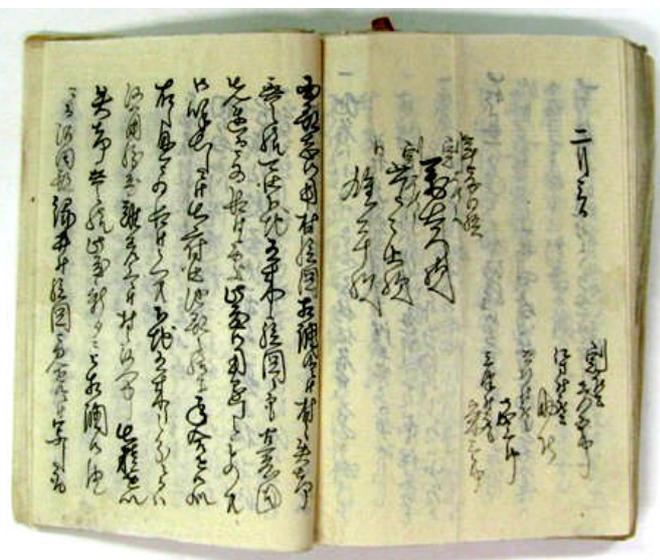
(こくぐんしにつけんにつきしじゅうしよゐい)

竹内家文書八〇一—一九〇六

「国郡志下調べ帳」の作成に関する割庄屋間の廻状や村々役人衆中への廻状、下調べ帳案文などの写しを綴った書類。下調べ帳作成の具体的な経緯がうかがえる。

例えば、下調べ帳に書く「農器(農具)の絵図(表紙③)については、各村ともほぼ同じものを使うため、割庄屋組一組につき一村だけ絵図を作成することとし、それ以外の村は、異形の農具を使っている場合を除き、「〇〇村より書出し候通」と記すこととしている。

また、賀茂郡の割庄屋彦五郎らが郡内割庄屋にあてた二月三日の書状によると、村絵図の作成方法に

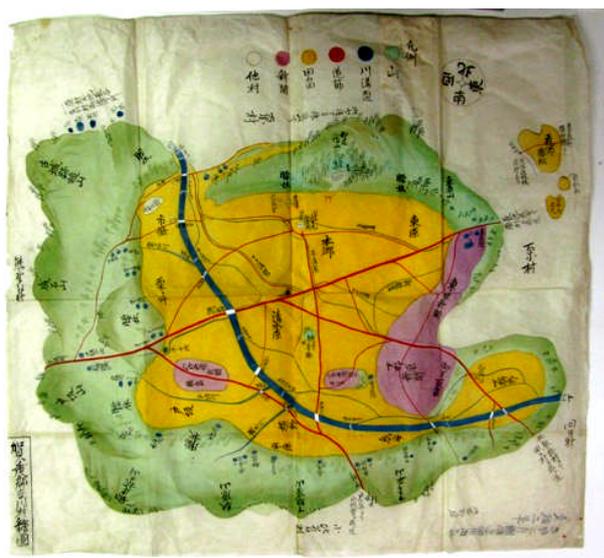


ついで、藩からは「下地有来之絵図」(II)すでに作成してある絵図)でいいと仰せ付けられていたが、先日国郡志御用懸りの役人(割庄屋ら)が広島へ呼び出されて集まった際、他郡の様子を聞いたところ、安芸郡と沼田郡では、「有来之絵図」では不都合があるため、絵図を新調したという。そこで、沼田郡緑井村の絵図を見せてもらって写し取り(表紙④)、この緑井村の絵図に准じて賀茂郡でも絵図を新調することを申し合わせている(右の写真左側部分の記載)。

藩からの指示だけでなく、村役人らの自主的な判断も加わって下調べ帳が作られていた様子が分かる。

文政二年（一八一九）「賀茂郡吉川村絵図」

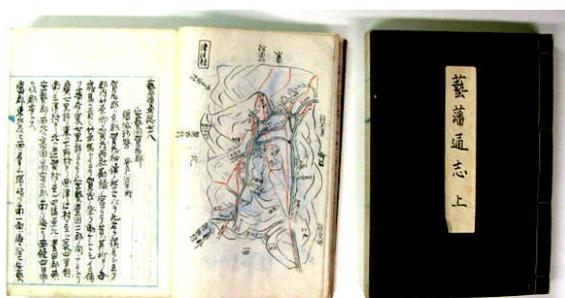
（かもくんよしかわむらさす）（竹内家文書八八〇一―一九〇七）



「国郡志下調べ帳」の提出に向けて作成された村絵図の控。裏面には賀茂郡吉川村庄屋（竹内）亮平の名を記した付札と共に、「文政二年己卯二月 国郡志御用出ス扣」と記した付札が貼付してある。

「芸藩通志」（げいはんつうし）（田坂家文書九〇〇一―一五二二）

近世後期広島藩領の最も包括的な地誌。  
黒川道祐編の「芸備国郡志」から一〇〇年以上経



「芸藩通志」の写本。賀茂郡関係部分のみ抜粋したもの。

流寓（りゅううぐう）・城墟・墳墓である。また、地図は、芸備一六郡の沿革図から各府市・郡村までの略図を収録する。本書は「芸備国郡志」の改修作業から始まったが、それとは比較にならない大著となった。にもかかわらず、書名が「芸藩

過したことを踏まえ、広島藩では、文化元年（一八〇四）に頼杏坪に修史事業を命じ、国郡志の改修事業に当たらせた。そして、領内村々から提出された「国郡志下調べ帳」をもとに作成されたのが「芸藩通志」である。文政八年（一八二五）八月に脱稿した「芸藩通志」全一五九冊の内容は、安芸・備後両国の総体にかかわる記述に始まり、広島府・三原府・厳島・尾道でそれぞれ一志を作り、続いて安芸八郡・備後八郡の郡志という構成である。広島府以下各郡別の主な記述項目は、各町村図・疆域（きょういき

通志」となったのは、備後国が広島藩に属する郡のみを扱い、全郡に及ばなかったためである。本書は当時における代表的な地誌であり、後年、長州藩が地誌編修のため「風土注進案」を領内から提出させた際には、広島藩の下調べ帳を参考にした。

芸備地方の各種地誌

「厳島道芝記」（いつくしまみちしばのき）

（野坂家文書八八〇一―一五二二）

厳島を網羅的に紹介した最初の本格的な地誌。著者の小島常也（こしまつねや）（生年不詳―一七一八）は、広島城下白神組の町役人。元禄十年（一六九七）二月に全七巻を書き上げ、五年後の同十五年三月に挿絵を入れて出版した。

巻一は上下二冊になっており、厳島大明神鎮座の考証や、本社・別宮の構造・規模などを記し、巻二は外宮・撰社・末社・別宮の構造・規模を記す。巻三は弥山の諸堂と島内の諸寺院を紹介し、巻四は島内の浦々や旧地名を紹介する。巻五は島内の名所旧跡を、巻六は年中行事、巻七は雑録として宝庫霊物・奉納和歌・漢詩・古筆・拾貨・霊驗・奇異・遺考を記している。

十七世紀終わりから十八世紀前半にかけては、ほかに、元文四年（一七三九）の「厳島八景」や安永八年（一七七九）の「いつくしま由来」などが出版されたが、「厳島道芝記」ほど網羅的にまとめた書

近世芸備地方の主な地誌（成立年順）

書名	成立年	編著者	巻数	刊本
鞆記	正保2年（1645）	萩野重高	1巻	『備後叢書』第4巻（復刻本第2巻）
草戸記	慶安～明暦（1648～58）頃	野々口立圃	1巻	『備後叢書』第4巻（復刻本第2巻）
芸備国郡志	寛文3年（1663）	黒川道祐	2巻	『続々群書類従・地理部』, 『備後叢書』第4巻（復刻本第2巻）
竹原下市一邑志	元禄6年（1693）	寺本立軒	1巻	『竹原市史』第3巻史料編（1）
備後古城記	元禄8年（1695）		1冊	『備後叢書』第4巻（復刻本第2巻）
厳島道芝記	元禄15年（1702）	小島常也	7巻	『厳島道芝記 全』, 『宮島町史』資料編 地誌・紀行 I
広島独案内	享保～元文（1716～41）頃		1冊	
芸州倉橋浦風土記	享保末～元文（1730～41）頃	僧性添	3冊	『倉橋町史』資料編Ⅱ
鞆浦志	寛延元年（1748）	吉田利・日野所介	2巻1冊	『備後叢書』第4巻（復刻本第2巻）
能美島志	宝暦13年（1763）	久保利右衛門	1巻	『大柿町誌』
三原めぐり（三原廻）	明和～天明（1764～89）頃	木原尚房	1巻	『三原市史』第4巻資料編1
備後賀島記	明和4年（1767）	松本達夫（成徳）	1巻	
備陽六郡志	安永5年（1776）頃	宮原直仰	46巻	『備後叢書』第1～3巻（復刻本第1巻）
行余紀聞	寛政3年（1791）	勝島惟恭	1巻	『広島県史』近世資料編Ⅵ
芸備風土記	享和3年（1803）	勝島惟恭	10巻	『備後叢書』第11巻（復刻本第5巻）, 『尚古』55～60
西備名区	文化元年（1804）	馬屋原重帯	90巻	『備後叢書』第5～9巻（復刻本第3～4巻）
佐伯郡廿ヶ村郷邑記	文化3年（1806）		1冊	『大竹市史』史料編第1巻, 『廿日市町史』資料編Ⅱ近世上, 『佐伯町誌』資料編1
福山志料	文化6年（1809）	吉田豊功・菅茶山	35巻35冊	『福山志料』上・下巻（復刻本1冊）
蒲刈志	文化12年（1815）	原田玄菴	3巻	『下蒲刈町史』資料編
尾道志稿	文化13年（1816）／文政8年（1825）	亀山士綱	14巻	『備後叢書』第10巻（復刻本第5巻）
備後郡村誌	文政元年（1818）		7冊	『府中市史』史料編Ⅳ地誌編
竹原志料	文政（1818～30）頃	小倉屋治左衛門等写	7冊	
三原志稿	文政2年（1819）	青木充延・充実	8巻	『三原市史』第4巻資料編1
知新集	文政5年（1822）	飯田利矩（篤老）	25巻	『新修広島市史』第6巻
尾道志稿追輔	文政7年（1824）	梶原藍渠	1冊	
芸藩通志	文政8年（1825）	頼杏坪	159巻159冊	『芸藩通志』（1915年刊, 81年再刊）
厳島名所図会	天保13年（1842）	岡田清	10巻	『日本名所風俗図会』13巻, 『芸州厳島図会』上・下巻, 『宮島町史』資料編 地誌・紀行 I
備後略記	不詳（近世後期）	小寺清之	1巻	『続備後叢書』下巻（『備後叢書』復刻本第8巻）

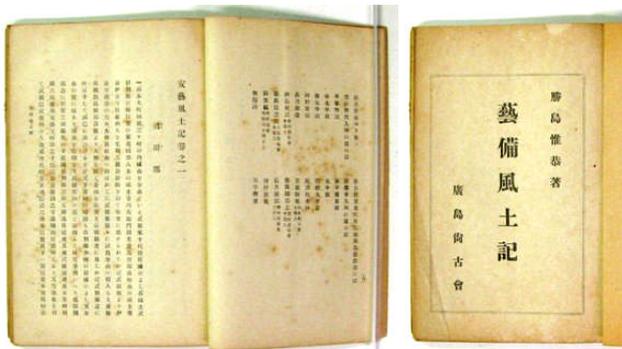


物は出版されなかった。  
十九世紀になると、勝島惟恭(かつしまいきょう)の「厳島志」や秋里離島(あきさとりとらう)の「中国名所図会」、岡田清の「芸州厳島図会」などが書かれたが、いずれも「厳島道芝記」を念頭に置いて書かれており、その後の厳島の見方に大きな影響を与えた書物である。

「芸備風土記」(げいびふどき)

(永井家文書八八四一―二六四―四)

安芸・備後にまたがる地誌。別名「芸備古跡志」とも称されるように、芸備の寺社や名所・旧跡等を



記している。  
著者の勝島惟恭は、宝暦九年(一七五九)尾道に生まれた。勝島家は代々の好学家であり、曾祖父の惟徳は京都の伊藤仁斎・東涯に師事し、祖父惟馨も東涯に師事した。惟恭自身も伊藤東所(いとうとうしよ)に師事して古義学を学び、詩文にも巧みなどころがあった。

惟恭が書いた凡例によると、「芸備風土記」は、はじめ「行余紀聞」(こうよきぶん)と題し、前・後・続の三編を著したが、これを編修し、遺漏を補って完成させたのが本書である。

内容は、安芸風土記(五巻)と備後風土記(五巻)に分かれ、それぞれに寺社の縁起や名所・旧跡を記すが、「行余紀聞」が古跡誌と文芸論からなるのに対し、本書は整然と郡別にまとめられた古跡誌となっている。また、安芸・備後にまたがる計二三郡の記述は、郡によつて精粗があり、御調郡が一卷全部を割いているのに対し、他郡に



広島藩の郡ごとの地誌。賀茂郡寺家村の医家、野阪家の七代目当主野阪完山(天保十一年(一八四〇)死去)が著した。同書は未定稿ながら全三冊に及び、そのうち賀茂郡が一冊を占める。以下、御調郡が四冊、世羅・甲奴・恵蘇・奴可・三上・三谿・三次の各郡が一冊ずつとなっている。賀

ついでには、賀茂・安芸・高田・豊田・沼隈の各郡でやや紙数が多いほかは、極めて簡略な記述となっている。なお、広島府は「芸備国郡志」があり、厳島は「厳島道芝記」があるとして、本書ではこれらを除外している。

写真は、広島尚古会が大正二年(一九一三)から四年にかけて会誌『尚古』(第五五〜六〇号)に附録として掲載したもので、広島高等師範学校(現広島大学)所蔵本に依っている。

「芸備大帳外史」(げいびおおちようがいし)

(野坂家文書八八〇―二四九五)

野坂家の七代目当主野阪完山(天保十一年(一八四〇)死去)が著した。

同書は未定稿ながら全三冊に及び、そのうち賀茂郡が一冊を占める。以下、御調郡が四冊、世羅・甲奴・恵蘇・奴可・三上・三谿・三次の各郡が一冊ずつとなっている。賀

茂郡以外の各郡は、精粗はあるものの村ごとに記述した地誌となっている。それに対し、賀茂郡は「律」・「律令」・「刑」・「修験等」・「駅」・「巡見使」・「奉幣使」などと題する巻に分かれ、それぞれ関係の触や達などを収録している。医師であり、私塾も開設した完山は、俳諧・漢詩のほか地誌の編修にも関心が高く、「国郡志下調べ帳」の提出が領内村々に求められた際には、自村である寺家村のほか数ヶ村から依頼され、その撰述を行っている。

「広島独案内」(ひろしまひとりあんない)

(保田義郎家文書九八〇八―四一〇一九(右)  
(長船友則氏収集資料二〇〇四〇七―六七二(左))



近世広島城下に関する最初の地誌。作者は毛利家遺臣を先祖に持つ広島町人と考えられるが詳細は不明。広島城下の名所・旧蹟などを三人連れで二日間見物するという体裁で記述されている。



当館所蔵の「広島独案内」のうち、長船本(上の写真2冊のうち左側)には彩色の町絵図が一部挿入されている。

成立年も明らかでないが、享保十年代後半から元文もしくは寛延期頃の作成と推定される。刊本としては発行されず、写本として流布している。写本は寛政期頃から幕末にかけてのものが多く、現存する写本はそれぞれに誤字・遺漏を含むものが多い。本書の内容としては、第一日目で広島城の築城経緯や毛利家・福島家の移封・除封経緯、福島家臣の人名、浅野家の礼讃を記す。続いて広島城下巡りの記述へと移り、広島城や武家屋敷、泉水庭(せんすいてい)、国泰寺と白神社、六丁目く水主(かこ)町く白島町・九軒町と記す。第二日目では、矢賀鼻辺から見た新開・湾岸部の描写、松原町く猿猴橋町く稻荷町、比治山付近の様子を記し、続いて城下の

五組(新町・中通・白神・中島・広瀬の各町組)、横不動院く明星院、東照宮と祭礼、尾長天満宮く国前寺(こくぜんじ)く瑞川寺(ずいせんじ)の様子を記している。そして資料・参考編として、城下の寺数や町数・門数・橋数・惣町中家数・小間数・東西往還・広島十八ヶ所観音順礼・広島町組を収録している。

本書は「道端不案内」の他国人などを城下へいざなうための手引きとして作成されている。その背景には、町人の経済生活におけるゆとりや祭礼の庶民間への浸透、広島城下の政治的・経済的・文化的な発展があったと考えられる。

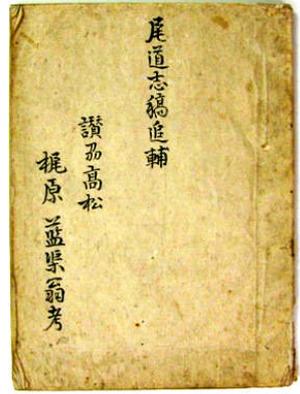
【参考】高橋新一「広島独案内」の成立年について(『ふるさとひろしま』創刊号、一九八二)。中山寛広「広島独案内」について(『地方社会の自己証明』平成三年度科学研究費補助金研究成果報告書、一九九二)。

「尾道志稿追輔」(おのみちこうつゐほ)

(青木茂氏旧蔵文書二〇〇〇四―一六六)

近世の尾道町に関する地誌としては、「国郡志下調べ帳」をもとに町年寄・亀山土綱がまとめた「尾道志稿」(前編二巻、後編三巻)がある。本書はこの「尾道志稿」で収録されなかった紀行文等の書物の引用を中心に編修したもの。

作者の梶原藍渠(かじわららんきよ)(名は景樟、



通称は九郎右衛門)は

讃岐高松の

豪商の出身。

和漢の学に通じ、高松

藩の修史事業にも関与

した。藍渠

が「尾道志稿」の編さんに関係があったのか否かは定かでないが、文化十三年(一八一六)に「国郡志下調べ帳」を基にした「尾道志稿」前編が完成した後、そこに収録されなかった紀行文等書物の引用を集めたものとして本書は作成された。

本書に引用されている書物は、「厳島御幸道記」・「太平記」・「道ゆきぶり」・「厳島諸記」・「九州の道の記」等である。

なお、「尾道志稿」後編でも本書と同様に尾道に係する書物の収録がなされているが、同書後編の脱稿は本書成立の翌年であり、また本書の写本が亀山家に伝来していたことからして、「尾道志稿」後編の編修に当たっては、本書を参考にすることが推測される。ただし、本書に引用されている書物と「尾道志稿」後編に収録されている書物とは殆ど重ならないことから、後編では、本書の引用書を除外して収録した可能性が考えられる。

「福山志料」(ふくやましりょう)(八田家文書八八〇七―八五五)

藩主の命により編さんされた、近世後期福山藩の本格的な地誌。

福山藩主阿部正精(まさきよ)が文化二年(一八

〇五)、加判吉田豊功を史局の長に任じ、編修に当た

らせたもの。史局には、特命により菅茶山が加わり、

事実上茶山がほとんど独力で作成した。

地誌編さんを命じた藩主正精の意図は、自らが幕

府の要職にあり領内の事情に疎いたため、「旧聞を輯メ、

近事ヲ録シ、故事ヲ検シテ今ノ政ニ用資セント欲ス」というものであった。

編さん事業の中心を担った菅茶山は、精力的に資料収集に努め、引用

書目は三二〇部に及んだ。また、福山藩ではこれに先んじて

「備陽六郡志」や「西

備名区」などのすぐ

れた地誌があり、こ

れらの地誌にも多く

依拠するとともに、

領内各地域の地誌を

調査し提出させた。

また茶山は、広島

の頼春水や杏坪にも

しばしば意見を求めて

おり、古書等の提供

も求めた。とくに杏坪は、当時「芸備国郡志」の改

修(芸藩通志)の編さん)を命じられていたこともあり、大きな関心を寄せていた。

「福山志料」全三五巻は、文化六年(一八〇九)

二月に藩主に提出され、翌月正精が序を書いて完成

一本を幕府に献上した。

内容は五部構成であり、巻一〜十は「総叙」とし

て藩領域全般に関する事項を記す。巻十一〜二十六

は「邑里」で、城下・各町村の地誌となっている。

巻二十七は「土産」、巻二十八〜三十は「弁説」とし

て寺社・名勝・雑事・古戦場について考証している。

巻三十一〜三十五は「附録」(古文書・図絵)である。

写真は、明治四十三年(一九一〇)に福山志料発行事務所が刊行した上下二巻の複製本。

《広島県立文書館 収蔵文書の紹介》

### 近世芸備地方の地誌

展示期間 平成23年7月4日(月)  
～9月30日(金)

場所 広島県立文書館展示室  
〒730-0052 広島市中区千田町三丁目  
7-47 広島県情報プラザ2階